

外部の労働者等からの公益通報に関するマニュアル

1 浜松市における公益通報の窓口

- (1) 外部の労働者からの公益通報を受け付ける窓口は、公益通報に関する法令を所管するそれぞれの課が窓口となります。
- (2) 通報を行う場合は、通報者の氏名、連絡先及び通報内容となる事実について、明らかにしなければなりません。
- (3) 通報の方法は、電話、F A X、電子メール、文書郵便等利用しやすい手段を選択してください。
- (4) 法令を所管する課の問い合わせは、企画調整部広聴広報課（TEL:053-457-2111）が対応します。
- (5) 法令を所管する課が不明の場合は、市民部市民生活課の市民相談の窓口（TEL:053-457-2635）を経由して、該当する法令を所管する課へ公益通報を伝えます。

2 公益通報の対象となる事実

- (1) 通報の対象となる事実については、法令の具体的な条項まで指定する必要はありませんが、どのような行為を行っているかなど具体的に示す必要があります。
- (2) 法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとするに足りる相当の理由があると判断できるような根拠資料を示すことが必要です。
具体的にどのような資料が必要とされるかは、それぞれの法令を所管する課に相談し、確認をすることとなります。

3 通報後の対応

- (1) 公益通報者保護法（以下、「法」という。）及び本マニュアルを踏まえ、市は、通報があった際、誠実かつ公正に通報に対応します。また、正当な理由なく通報の受付や受理を拒むことはいたしません。
- (2) 市は、通報を受け付けた場合、受け付けた旨の通知を通報者に対して行います。また、通報者が安心できるよう、次に掲げる事項等を通報者に説明します。ただし、通報者が説明を望まない場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。
 - ア 通報に関する秘密は保持されること
 - イ 個人情報保護は保護されること
 - ウ 通報受付後の手続の流れ

- (3) 受け付けた通報内容となる事実について、市が権限を有していない場合は、通報者に権限を有している行政機関を教示します。
- (4) 通報内容が著しくわかりにくい場合や内容が虚偽であることが明らかな場合、市は、通報者に受付をしない旨及びその理由を通知します。
- (5) 職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与いたしません。また、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が利益相反関係を有しないかどうかを確認します。
- (6) 市は、受け付けた通報内容について、通報者が特定されないよう十分に配慮して必要な調査を行います。
- (7) 市は、調査を行う場合、その旨及び着手の時期を、調査を行わない場合は、その旨及びその理由を、通報者に遅滞なく通知します。
- (8) 市は、受け付けた通報について、通報の受理から通報対応の終了までの標準的な処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を通報者に遅滞なく通知するように努めます。また、調査終了後、調査結果について、通報者に速やかに通知します。
- (9) 市は、受け付けた通報について、利害関係人の営業秘密、信用、名誉やプライバシーに配慮しながら、進捗状況について通報者に適宜通知するように努めます。
- (10) 市は、通報の受理後、他の行政機関が処分や勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報者に権限を有する機関を教示します。この場合、利害関係人の営業秘密、信用、名誉やプライバシーに配慮しつつ、作成した通報にかかる資料を通報者に提供します。
- (11) 通報対応に関して通報者から意見や苦情の申出を受けたときは、市は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
- (12) 受け付けた通報の内容が、法令に違反していることが明らかになった場合、市は、法令に基づく処分や場合によっては関係者の告発などの措置をとることになります。
- (13) 市は、法令に基づく処分等を行った場合、その内容を通報者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に遅滞なく通知するように努めます。
- (14) 市は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応いたします。また、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うように努めます。

4 秘密保持と個人情報保護の徹底

通報への対応に関与した職員は、通報者その他関係者の秘密の保持に十分留意し、知り得た秘密及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用いたしません。

以下に掲げる事項について留意し、秘密保持と個人情報保護の徹底を図ります。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 各通報事案への対応に係る記録及び関係資料について、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理すること。
- (3) 通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者しか知り得ない情報等を含む。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと。（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を（4）に規定する同意を得て開示する場合を除く。）
- (4) 通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者から書面、電子メール等により同意をいただくこと。また、同意をいただく際には、開示する目的、情報の範囲や開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
- (5) 通報者本人からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者に情報管理の重要性について十分理解していただくこと。

5 他の行政機関との協力・連携

- (1) 市は、他の行政機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行います。
- (2) 通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、処分や勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力します。

6 通報対応の仕組みの運用状況に関する情報の公表

市は、通報件数、受理件数、調査に着手した件数及び是正措置等を講じた件数を、年1回公表します。

7 通報に関する相談の場合

公益通報者保護法に関する法令を所管する課は、通報に関する相談に応じるとともに、秘密保持や個人情報保護の徹底を図ります。

8 通報者が匿名の場合や連絡先が不明の場合

通報者が匿名の場合や連絡先が不明の場合は、公益通報者として保護することは不可能ですので、公益通報者保護法の適用はありません。

しかし、匿名の通報であっても有益な情報提供であると法令の所管課が判断すれば、

適宜調査を行い、必要な行政処分等を行います。

9 通報者が公益通報者保護法の適用対象外である市民の場合

公益通報者保護法の適用対象外である市民から、氏名及び連絡先を明らかにした上で、法令遵守のための有益な情報が寄せられた場合、公益通報者保護法に関する法令を所管する課は、寄せられた情報についても、同じような対応をするように努め、適宜調査、行政処分等を行います。

10 公益通報の対象外となる法令違反行為についての通報について

公益通報者保護法の対象外である法令違反行為について、法令遵守のための有益な情報が寄せられた場合で、通報者の氏名及び連絡先が明らかな場合、法令を所管する課は、寄せられた情報についても、同じような対応をするように努め、適宜調査、行政処分等を行います。

11 関係機関の連絡先

- ・ 消費者庁 公益通報者保護制度相談ダイヤル
T E L : (03) 3507 - 9262 (受付時間 : 平日午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで、
午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで)